



長野県教育委員会訓令第2号

県立高等学校

長野県立高等学校における兼務に関する規程（平成19年長野県教育委員会訓令第11号）は、平成25年3月31日限り、廃止します。

平成25年3月28日

長野県教育委員会

高校教育課